

〇歳以上の集計をなす。若し再婚の場合は、現在の婚姻に於ける第一子分娩をとる。

第十、第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數調。

所要年數一五年以上二五年未滿は毎年數別、二五年以上三五年未滿は五ヶ年別、三五年以上は各年數別に集計す。

第十一、教育程度別父の數調

小學校（尋常及高等科）、中等學校、專門學校、大學（以上各通卒業若は中途退學）、又は不就學の各程度別に集計す。

第十二、教育程度別母の數調

前號に同じ。

第十三、經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態を、上、中、下に分ちて集計す。

尙、此の調査の結果に據つて人口問題研究所に於て詳細に之を調査研究することとなつてゐる。

厚生省體力局の千葉縣に於ける國民體

力管理制度準備調査の施行

厚生省體力局は昭和十四年五、六月に亘り國民體力

管理制度準備調査として千葉縣管内全市町村（四市、八十二町、二百三十七村）の幼兒、學童及び青年凡そ四十三万人に對する體力検査を施行したが、同縣下官民主臘者を總動員して行はれた此の體力調査は被檢者名簿に記載せられたる學童を除く該當者二十五万四百二十六人中の二十二万一千五百九名、即ち八八・四五%に及ぶ受檢者を得たもので、今般厚生省體力局

によつて完成された検査成績の集計は單に千葉縣の保健衛生狀態に關し有益なる鳥瞰圖となるばかりでなく、近く行はる可き國民體力管理制度の準備調査資料の一として興味深いものである。

國民體力管理制度とは國防上また産業上國力の根基をなす國民の體力を各自の自由に放任することなく或程度まで國家自ら之に關與し善導せんとするもので、其の準備調査たる體力検査も亦此の主旨に従ひ、是に所謂「體力」なる言葉も形態的方面、精神的方面及び機能的方面を包括する極めて綜合的な観念である。其の各般に亘る検査要目を掲ぐれば次の如くである。

一 生活歴

主食物、既往症の外、幼兒に於ては離乳期、及び女子に於ては月經開始期

一 身體計測

(1) 體重

(2) 身長

(3) 胸闊

(4) 坐高

(5) 視力

(6) 色神

(7) 聽力

第二問 美醜を判斷させる事
第三問 性別を言はせる事

あなたは男ですか女ですかと問ひ、性別を知れること明なる返答をなせば合格とする

第四問 見慣れたる事物の名を言はせる事

時計、ナイフ、銅貨を順次に示し其の名稱を尋ね

第五問 姓（又は通稱、家號）を言はせる事

第六問 身體の部分を指示せしむる事

鼻、眼、口を順次指を以て指示せしめる、三問と

も正答すれば合格

第七問 運動機能

特に五歳の兒童に對して行はれたもので、本田親二氏のビネー・シモン・ターマン法の拔萃に倣ひ左記

の六問を選び之を智能検査に經驗ある教職員乃至は

幼兒の取扱に熟練したる女教員等に依つて施行する

ものであるが、第一、二問は満五歳児の智能に相當する問題であつて先づ此の兩問を課し、之に合格し

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。

此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は満四歳児の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不格のものには引續き満三歳児の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は満四歳児の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不格のものには引續き満三歳児の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は満四歳児の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不格のものには引續き満三歳児の智能に相當する第五、六問を課することになる。

備考 粪便検査は學齢児童中第五學年の者のみに付施行、三回跳、臂立伏臥臂屈伸及び連續片脚跳は十九歳の男子のみに施行
尙、以上の各要目によつて行はれた各成績の集計結果の一部は發表の不可能なるものであるが、厚生省體力局技師重田定正氏がその概要として報告するところの一部を掲ぐれば次の如くである。

千葉縣の體力狀態

—國民體力管理制後への示唆—

昨年五月、六月に千葉縣全管内の四市、八十二町、三百三十七村の幼兒約二十萬六千人、學童約二十一萬三千人、十九歳の青年男女約一萬六千人に對し、國民體力管理制度準備調査として體力検査を施行した。此の成績は、更に検討を加へて發表する豫定であるが、其の中より二三興味ある數字を抄錄して見よう。

集計方法は、市町村事務の輻輳せる實狀に鑑み、極度に簡易を圖り、諸種計測値も、平均値算出の如き計算、除算等の操作をする方法を取らず、算術平均、標準偏差、變異係數等の算出を要する項目に關しては、度數分布表の型式を試用したが、此の方法は、現地集計の偶發錯誤を的確に發見し得て、甚だ便宜であった。

受檢率は、八九%、市原郡の村部の如きは九四%に及んでゐる。不參事由の五二%は病氣で、當時麻疹、百日咳等が流行してゐたといふ事であるから、之が幼兒の受檢率に影響したと思はれる。検査從事者は、醫師、歯科醫師、市町村吏員、小學校教職員、看護婦、産婆、在郷軍人、男女青年團員、婦人會員等延人員合

計約五萬一千名に上り、殊に醫師にありては千葉縣醫師會員の約六割五分、全科、内科、小兒科を標榜せる

醫師の約七割五分が、此の検査に從事されたのである。

身體計測に關する諸數値中より乳幼兒體重の平均値をとつてみると、所謂離乳期前後に亘つて、兒科雑誌三五七號所載の本邦乳幼兒發育標準値に比較して遜色

があるやうであるが、此の點に關しては更に考察を要すると思はれる。尙、青年の體重、胸圍以外の計測値

は、各年齢を通じ男女とも終始市部、町部、村部の順位になつてゐる。

智能は、入學前の幼兒に就いて、ビネー・シモンの個別的智能検査法の變法に依り検査した。其の成績を、優、良、可、劣の四階級に概括すると優は市部五。

%、町部四三%，村部四〇%，之に反し劣は市部一一%，町部一二%，村部一五%となつてゐて、都鄙による差異が現はれてゐる。

運動機能は、三回跳、臂立伏臥臂屈伸、連續片脚跳を十九歳男子に就いて調査したが、市部、町部、村部に著しい開きが見られない。之を昨年度の成績に比較すると、連續片脚跳の如き巧緻性よりも持久性を要する種目では、千葉縣農村の青年は、秋田縣のそれに及ばないやうに思はれる。

集計方法は、市町村事務の輻輳せる實狀に鑑み、極度に簡易を圖り、諸種計測値も、平均値算出の如き計算、除算等の操作をする方法を取らず、算術平均、標準偏差、變異係數等の算出を要する項目に關しては、度數分布表の型式を試用したが、此の方法は、現地集計の偶發錯誤を的確に發見し得て、甚だ便宜であつた。

受檢率は、八九%、市原郡の村部の如きは九四%に及んでゐる。不參事由の五二%は病氣で、當時麻疹、百日咳等が流行してゐたといふ事であるから、之が幼兒の受檢率に影響したと思はれる。検査從事者は、醫師、歯科醫師、市町村吏員、小學校教職員、看護婦、産婆、在郷軍人、男女青年團員、婦人會員等延人員合

四四四
五九
五三
三八
八八
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三九
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

五九
九一
六四
八三
四四
四五
一〇〇
一〇〇
五八
六一
一一四
一二八
七四
八五
九六
一七三
二三二
一一四
三三一
一八九
四〇九
十九九
四〇九
三三一
一八九

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査票 厚生省

5男

集報

調査番號	第		號	検査月日	昭和14年 月 日	
氏名			生年月日	昭和 年 月 日		
父兄ノ職業			年齢	満 年 月		
現住地	千葉縣		郡市	町村		
生活歴	主食物	白米・胚芽米・七分搗・米・麥・				
	既往症	病名 (歳)		病名 (歳)		
身長	穎	體重	延	胸圍	穎	
疾	※ 結核	肺結核(重症・中等症・軽症)・肋膜炎・				
	ツベルクリン皮内反応	發赤徑 糜; 隱性・疑陽性・陽性				
病	トラホーム	重症・輕症・疑似症				
	※ 花柳病					
及異	※ 精神病					
	齒	齶 乳齒	處置 本	未處置 本	計 本	總計 本
常	齒	永久齒	處置 本	未處置 本	計 本	總計 本
	疾	齒列異常	有	無	其ノ他ノ 齒疾	
智	胸廓異常			脊柱異常		
	能	形態異常	畸形		不具	
檢	其ノ他ノ 疾病及異常					
查	問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6
	+	+	+	+	+	+
	-	-	-	-	-	-
概評	良・普通・要注意		備考			

記入上ノ注意

(詳細ハ検査者必
(携ヲ参照スルコト)(◎例示事項ニ就テハ
該當スルモノニ○
ヲ附スルコト)

例 (白米)・胚芽米

(◎例示セル以外ノ事
項ハ其ノ他ト記セ
ズ・・ノ間ニ記入
スルコト)

例 麦・粟・

(◎既往症ノ年齢ハ數
へ年ニ依ルコト)(◎ツベルクリン皮内
反応ハ下記ニ依リ
區分スルコト)
發赤徑

0—1耗 隱性

2—4耗 疑陽性

5耗以上 陽性

(◎智能検査ノ

+ハ合格

-ハ不合格

トシ該當セル方ニ

(○ヲ附スルコト)

(◎※欄ハ本票ニ記入
セザルコト)

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査證 千葉縣

調査番號_____

氏名_____

年齢 滿 年 月

七七

身長	穎	體重	延	胸圍	穎	意注 之評ツ ノ欄ベ 抹消ハ スル要 ルコト ノ文應 字及ハ
疾病及異常			ツベルクリン 反	應	陰性・疑陽性・陽性	
概評	良・普通・要注意					
指導事項	栄養ニ關スル 注 意					
	疾病ニ關スル 注 意					
	其ノ他 必要ナル注意					

検査月日 昭和14年 月 日

國民體力管理制度準備調査
國民體力検査票 厚生省

19男

人口問題研究 第一卷 第三號

調査番號	第			號	検査月日	昭和14年 月 日	
氏名				生年月日	大正 年 月 日		
職業	父兄ノ業			年齢	満年月		
現住地	千葉縣 郡市			町村			
生活歴	主食物	白米・胚芽米・七分搗米・麥・					
	既往症	(歳) (歳) (歳)					
身長	厘米		體重	公斤			
胸圍	厘米		坐高	厘米			
視力	裸眼	右	左	矯正	右	左	
色神	健常・赤綠色弱・赤綠色盲・全色弱						
聽力	健常・難聴・聾						
疾病	※結核	肺結核(重症・中等症・輕症)・肋膜炎・					
	ツベルクリン皮内反応	發赤徑 糜; 陰性・疑陽性・陽性					
	トロホーム	重症・輕症・疑似症					
及異常	※花柳病						
	※精神病						
	歯疾	齲齒	處置本	未處置本	計	本	
胸廓異常			脊柱異常				
形態異常	畸形				不具		
其ノ他ノ疾病及異常							
運動機能	三回跳米	臂立伏臥	回	連續片脚跳	回		
概評	良・普通・要注意	備考					

記入上ノ注意

詳細ハ検査者必
(携ヲ参照スルコト)

◎例示事項ニ就テハ
該當スルモノニ○
ヲ附スルコト

例(百米)・胚芽米

◎例示セル以外ノ事
項ハ其ノ他ト記セ
ズ・・ノ間ニ記入
スルコト
例 麦・粟・

◎既往症ノ年齢ハ數
へ年ニ依ルコト

◎ツベルクリン皮内
反應ハ下記ニ依リ
區分スルコト
發赤徑
0—1耗 陰性
2—4耗 疑陽性
5耗以上 陽性

◎三回跳ハ二回ノ中
大ナル方ヲ記入ス
ルコト
(0.5米以下ハ切捨)

◎連續片脚跳ハ半回
以上一回未滿ハ半
回トシ半回ニ満タ
ザルモノハ切捨テ
ルコト

◎※欄ハ本票ニ記入
セザルコト

國民體力管理制度準備調査
國民體力検査證 千葉縣

調査番號_____ 氏名_____ 年齢満年月_____

身長	厘米	體重	公斤	胸圍	厘米
疾病及異常				ツベルクリン反	陰性・疑陽性・陽性
概評	良・普通・要注意				
指導事項	疾病ニ關スル 注意				
	保健ニ關スル 注意				
	體育ニ關スル 注意				
	其ノ他 必要ナル注意				

(注)

之評ツベル
クリン反
應ハ不
要ノ欄
消スル
コト文
字及概

検査月日 昭和14年 月 日

一九四 一二六 八三 九六

で都鄙の差は、左程顯著ではない。而して九十九里濱の沿岸から、房總半島の頸部、東京灣、江戸川の沿岸、更に手賀沼、印旛沼を結ぶ地帶の市町村に於て特にトラホームの罹患率が高いことが認められた。

腸内寄生蟲卵検査は、他の検査項目と異り、縣衛生課の技術官に依つて蟻常科第五學年兒童約三萬五千人

に就いてのみ行はれた。卵保有者率は市部三九・六%、町部四七・六%、村部五九・二%で、更に蟲卵別に觀る

と

	蟲	卵	市部	町部	村部
蛔	○・三	三三・三	四〇・九	五三・七	
鞭	○・一	一〇・一	一〇・三	九四	
十二指腸蟲	○・三	二・五	五・六		
東洋毛様線蟲	○・三	○・九	一・三		
肝臟ダスマ	○・五	○・二	○・四		
蟻	○・一	○・二	○・三		
絲	○・一	○・〇	○・〇		
横川氏吸虫	○・一	○・一	○・〇		
日本住血吸蟲	一	一	○・〇		

で、之を地方的に觀察すると、十二指腸蟲卵5%以上
の町村は、君津郡の殆んど全部、夷隅、鹿塚、山武、
長生の諸郡の大部で、十二指腸蟲病は、安房郡を除く房總半島の大部分の町村に蔓延して居ることを知つた。

疾病異常検診に關しては、既述のツベルクリン反應、トラホーム、寄生蟲卵検査以外に、歯疾、形態異常、其の他の疾病異常に關する統計もあるが、茲には省略する。検診の際、結核、癩、花柳病、精神病等の

疑ある受験者を發見した場合は、一般の検査票と別個の精密検査票に記入して、醫師より直接、縣衛生課に直送し、個人の祕密の漏泄を防いだ。此の結果は、結核性疾患及び其の疑ある疾患一九七人、花柳病及び其の疑ある疾患六八人、精神病及び其の疑ある疾患二四人、其の他の疾患四〇人となつてゐる。此の数字は、一見過少の感を與へるが、是は、被檢者で罹病中又は病後の恢復が充分でなく、受檢の爲出頭すると疾病が増悪の虞ある者、精神病患者、法定傳染病患者等は検査場に出頭せしめないやうに、市町村當局に指示したからである。固より本制度實施の際は、検査場に出頭しなかつた者や、検診の際に特殊の疾患に罹患してゐる疑ある者に對しては、更に所定の検査を施行するのであるから、正確な罹病統計が得られることは必定である。

國民體力管理制度施行が、喫緊の要務であることは、夙に日本學術振興會に依り提唱せられ、政府に於ても昭和十三年度から該制度調査會を設置すると共に、二府六縣に於て、約二萬一千に付き體力検査を行する等、着々準備を進めて居つた。然し、昨年度體力検査は、検査項目、検査方法等に關する検討が、寧ろ主要目的であつて、是を以て體力検査を全國一齊に実施せんとする資料とする計畫ではなかつた。

而して本年度は、全國道府縣に於て各々數ヶ町村と六大城市の工場地區とに於て準備調査を施行する傍、千葉縣に於ける準備調査を、國民體力管理制度の全國一齊實施が可能なりや否やの試金石として企畫したのであつたが、季候々農繁期に入らんとし、市町村當局は、銃後事務多端を極め、加ふるに町村によつては、

諸般の準備に要する期間が短かい所があつた爲現地の困難、不便は推察するに餘りあるものがあつた。幸にして縣當局、縣醫師會の協力に依つて、所期の目的を達成することを得、茲に、本制度實施可能性に千鈞の重きを加へたのは關係者の深く感謝する所である。

東京市昭和十三年結核死亡統計の發表

東京市總務局統計課に於ては昭和十五年三月「昭和十三年東京市統計年表人口統計編」を刊行したが、今回更に既往及び其の他の資料を併せて特に昭和十三年に於ける東京市結核死亡統計を作成した。其の概要を掲げれば次の如くである。

一、結核死亡數及死亡率

(イ) 概説、昭和十三年中東京市に於ける結核に因る死亡數は一六・四一七であつて、死亡總數の一八・四七%を占め、人口一萬に對する死亡率は二五・四二に當り、各種死因中の筆頭に位する。

結核による死亡を男女別に見れば男八・五〇三、女七・九一四であつて、人口一萬に付き夫々二五・三〇、二五・五六を示し、男の死亡率は稍、低位である。

今昭和十三年中東京市に於ける主要死因の各、地位を示せば次の如くであつて、結核に因る死亡の比率極めて顯著なるを知る。

	死	因	死亡數	總死亡	人口一 百中	萬に付	最 多 死 亡 者 者	年齡層
總	數	人、児	100.00	二毛空				
呼吸器の結核	三・〇四	二・六一	一・七四	青壯年				
肺炎	九・九三	二・一三	一・五四	幼少年				